

関原発第415号
2019年12月12日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、 昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、 昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、 平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、 平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、 平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、 平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、 平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、 平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
平成 9年 8月27日付 平成09・08・07資第 9号、 平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第15号、
平成10年 9月25日付 平成10・08・11資第16号、 平成11年 3月29日付 平成11・01・20資第16号、
平成11年 9月 1日付 平成11・07・29資第19号、 平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第11号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・31資第10号、 平成13年 1月19日付 平成13・01・19原第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規発第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規発第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規発第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812177号、
令和元年 6月25日付 原規規発第1906255号、
令和元年12月11日付 原規規発第1912116号で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806268号、
平成31年 2月13日付 原規規発第1902132号、
令和元年 9月 3日付 原規規発第1909033号及び

2. 変更の理由

(1) 3, 4号炉重大事故等対策に関する体制変更

大飯3, 4号炉として独立した重大事故等対策体制に向けて1, 2号炉の運転員の一部の役務を3, 4号炉緊急安全対策要員で対応するため、大飯発電所原子炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。

(2) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正（2019年10月2日改正）のうち、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する教育及び訓練に関する改正内容を反映するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

以 上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																				
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。(中略)</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保する。(中略)</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>※ 1: 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表 13-1</p> <table border="1" data-bbox="778 1310 1093 2033"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1</td> <td>12名以上※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1</td> <td>10名以上※3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1※2</td> <td>8名以上※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1: 複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※ 2: 照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。 ※ 3: 当直課長を含む。</p>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	3号炉および4号炉の運転モード		原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1	12名以上※3	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	10名以上※3	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1※2	8名以上※3	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。(中略)</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保する。(中略)</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>※ 1: 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表 13-1</p> <table border="1" data-bbox="778 414 1093 1146"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>12名以上※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>10名以上※4</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td>8名以上※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2: 複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※ 3: 照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。 ※ 4: 当直課長を含む。</p>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	3号炉および4号炉の運転モード		原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	12名以上※4	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	10名以上※4	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	8名以上※4	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更(以下、同じ)</p>
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
3号炉および4号炉の運転モード																						
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1	12名以上※3																					
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	10名以上※3																					
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※1※2	8名以上※3																					
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
3号炉および4号炉の運転モード																						
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	12名以上※4																					
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	10名以上※4																					
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	8名以上※4																					
<p>表 13-2</p> <table border="1" data-bbox="1262 1310 1453 2033"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>3名以上※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4: 当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	3号炉および4号炉の運転モード		原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	3名以上※4	<p>表 13-2</p> <table border="1" data-bbox="1262 414 1453 1146"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3</td> <td>3名以上※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 5: 当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p>	中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	3号炉および4号炉の運転モード		原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	3名以上※5									
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
3号炉および4号炉の運転モード																						
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	3名以上※4																					
中央制御室名	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																					
3号炉および4号炉の運転モード																						
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※3	3名以上※5																					

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前		変 更 後		理 由
表 13-3	表 13-3	表 13-3	表 13-3	
3号炉および 4号炉の運転モード	要員名 原子炉2基がともモード1、 2、3、4、5および6の場合※1 原子炉1基がモード1、2、3、 4、5および6の場合※1 使用済燃料ピットに燃料体を貯 蔵している期間の場合※1※2	緊急時対策本部要員 6名以上	緊急時対策本部要員 6名以上	3、4号炉重大 事故等対策に関 する体制変更
常駐	緊急安全対策要員 36名以上 33名以上 30名以上	緊急安全対策要員 40名以上 35名以上 30名以上	緊急安全対策要員 40名以上 35名以上 30名以上	
召集	要員名 原子炉1基以上がモード1、2、 3、4、5、6および使用済燃料 ピットに燃料体を貯蔵している 期間の場合※2	緊急時対策本部要員 10名以上	緊急時対策本部要員 10名以上	記載の適正化 (表13-1に て既に注記内 容記載済のた め下表下部よ り削除)
召集	緊急安全対策要員 -	緊急安全対策要員 -	緊急安全対策要員 -	

※1：複数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。

※2：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一掃改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由
<p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課（室）長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項（1）の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課（室）長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1. <u>重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する事項</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) (b)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(d) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関する事項</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する事項</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する</u>※1こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関する事項</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対応設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由										
<p>(運転員の確保)</p> <p>第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表152に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表152に定める人数のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>表152</p> <table border="1" data-bbox="639 1444 986 2027"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 1693 778 2027">中央制御室名</th> <th data-bbox="639 1444 778 1693">A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1693 842 2027">3号炉および4号炉の運転モード</td> <td data-bbox="778 1444 842 1693"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1693 906 2027">原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td data-bbox="842 1444 906 1693">10名以上※3※4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1693 970 2027">原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td data-bbox="906 1444 970 1693">8名以上※3※5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1693 986 2027">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td data-bbox="970 1444 986 1693">6名以上※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※2：照射済燃料移動中も含む。 ※3：当直課長を含む。 ※4：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。 ※5：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>	中央制御室名	A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	3号炉および4号炉の運転モード		原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	10名以上※3※4	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※3※5	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	6名以上※3	<p>(運転員の確保)</p> <p>第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり6名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、6名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p>	<p>3. 4号炉重大事故等対策に関する体制変更 (以下、同じ)</p>
中央制御室名	A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)											
3号炉および4号炉の運転モード												
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	10名以上※3※4											
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※3※5											
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	6名以上※3											

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安普通達第4号一 （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 ・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 1 から表 19 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は10名、3号炉および4号炉の運転員 10 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は8名）、1号炉および2号炉の運転員 6 名）、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 36 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 33 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 30 名）の計 64 名（3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 57 名、3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 50 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 67 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 60 名）を確保する。</p> <p>なお、1号炉および2号炉の運転員 10 名のうち、4 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 2 名）が3号炉および4号炉現場作業応援を行う。</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表 1 から表 19 に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>(略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第 13 条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は10名、3号炉および4号炉の運転員 2 名、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 40 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 35 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 30 名）の計 60 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 46 名）ならびに被災後 6 時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（以下「召集要員」として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名（3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 63 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装着されていない場合は 56 名）を確保する。</p> <p>なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員 4 名を確保する。</p>	<p>3. 4号炉重大事故等対策に関する体制変更（以下、同じ）</p> <p>3. 4号炉重大事故等対策に関する体制変更</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、当社社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(e) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(f) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信ネットワークを行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、給水活動および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、当社社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(e) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(f) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信ネットワークを行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p>	<p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p>	<p>変更なし</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(2) 教育訓練の実施</p> <p><u>ア</u> 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 名課（室）長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊高安全対策要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 （中略）</p> <p><u>イ</u> 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 （中略）</p>	<p>(2) 教育訓練の実施</p> <p><u>ア</u> 力量の付与のための教育訓練</p> <p>名課（室）長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前検査終了日等）までに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第 1.3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課（室）長は、表 1-19 に記載した対応手段を実施するた めに必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した 教育訓練項目を定め、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安 全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備を設置または改 造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日 （使用前検査終了日等）までに、成立性確認訓練（現場訓練による有効性 評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法に より、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p><u>イ</u> 力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 名課（室）長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊高安全 対策要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟 に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練につ いて、社内標準に基づき実施する。 （中略）</p> <p><u>ウ</u> 成立性の確認訓練 安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技 術者の確認を得て、所長の承認を得る。 （中略）</p>	<p>実用発電用原子 炉及びその附属 施設における発 電用原子炉施設 保安規定の審査 基準の一部改正 に伴う変更 （以下、同じ）</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（3/9）									
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	60分	7	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	60分
		No. 6にて整備する。		1			No. 6にて整備する。		1
7	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1	8時間	7	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1	8時間
		No. 6にて整備する。		20			No. 6にて整備する。		20
8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分	8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分
		No. 4にて整備する。		1			No. 4にて整備する。		1
8	A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1	4時間	8	A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	1	4時間
		No. 4にて整備する。		12			No. 4にて整備する。		12
9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	50分	9	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 B 充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分
		No. 4にて整備する。		2			No. 4にて整備する。		2

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

3. 4号炉重大事故等対策に関する体制変更（要員派遣による待機場所の変更に伴う操作の想定時間の見直し）

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後				理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4/9）		表-20 重大事故等対策における操作の成立性（4/9）				
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		
10	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転※1	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分	3. 4号炉重大事故等対策に関する体制変更（要員交替による待機場所の変更に伴う操作の想定時間の見直し）	
	水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	運転員等 （中央制御室、現場）	2	55分		
11	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	5	2.7時間	緊急安全対策要員	
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレー	緊急安全対策要員	7	2時間		
11	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	No. 12にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）			緊急安全対策要員	
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	4	2時間		
12	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間	緊急安全対策要員	
	シルトフェーンによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間		
12	送水車およびスプレーヘッダによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	緊急安全対策要員	
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変 更 後	変 更 前
	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2. 1 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2. 2 項に示す手順を整備し、2. 1 (1) の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の 2. 1 項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。 また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備 原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第 1 2 6 条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日（夜間）においても発電所内に「添付 3 1. 1 (1) 体制の整備」で確保する消火活動要員 7 名を含む重大事故等対策要員 60 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 53 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 46 名）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。 なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員 4 名を確保する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2. 1 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 2. 2 項に示す手順を整備し、2. 1 (1) の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の 2. 1 項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。 また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備 原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第 1 2 6 条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。 また、重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日（夜間）においても発電所内に「添付 3 1. 1 (1) 体制の整備」で確保する消火活動要員 7 名を含む重大事故等対策要員 64 名（3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 57 名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は 50 名）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。 なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員 4 名を確保する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(2) 要員への教育訓練の実施 各課（室）長は、「添付 3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。 また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>(2) 要員への教育訓練の実施 各課（室）長は、「添付 3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における各要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。 また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別的教育訓練を実施する。さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する要員以外の要員でも対応できるよう教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。 ア 力量の付与のための教育訓練 (7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応 「添付 3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。 (4) その他の大規模損壊対応 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）または消火活動要員を新たに認定する場合は、第 13 条第 4 項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 a 消火活動要員 (a) 化学消防自動車から原子炉へ注水または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練 (b) 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練 b 指揮者等 (a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練 (ウ) 安全・防災室長は、(4)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部の修正に伴う変更（以下、同じ）</p>
<p>ア 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者（以下(2)において「指揮者等」という。）および消火活動要員に対して、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (中略) イ 技術的能力の確認訓練 安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。 (7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性を確認するため、ア項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象※に年 1 回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (以下略)</p>	<p>イ 力量の維持向上のための教育訓練 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (中略) ウ 技術的能力の確認訓練 安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。 (7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性を確認するため、イ項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象※に年 1 回以上実施する。 ※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。 (以下略)</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部の修正に伴う変更（以下、同じ）</p>

添付資料

1. 3, 4号炉重大事故等対策に関する体制変更について
2. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更について

3, 4号炉重大事故等対策に関する体制変更について

大飯3、4号炉として独立した重大事故等対策体制に向けて1, 2号炉の運転員の一部の役務を3, 4号炉緊急安全対策要員で対応する。それに伴い、以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・第13条（運転員等の確保）
- ・第152条（運転員の確保）
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連））

以 上

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の
審査基準の一部改正に伴う変更について

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正（2019年10月2日改正）のうち、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する教育及び訓練に関する改正内容を反映する。

それに伴い、以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・ 第13条（運転員等の確保）
- ・ 第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）
- ・ 第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）
- ・ 添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連））

以 上